

一、はじめに

参河国と遠江国とは隣国同士ではあるが、『万葉集』において、東歌・防人歌の範囲はともに遠江国以東（東山道では信濃以東）であり、参河国以西は含まれない。また、『延喜式』（民部上）に規定されている都からの遠近による区分においても、参河国以西は「近国」、遠江国以東は「中国」と定められている。こうした事象に注目すると、古代においては参河国と遠江国との間に一つの境界線があったように見える。

この発表においては、古代史料をもとに、参河国と遠江国との間にいかなる差違があったのかを考察する。考察は三つの材料から行う。一つは六国史の記事、二つは両国の木簡、三つは方言である。

二、六国史の記事

【遠江・駿河間に境界が引ける例】

① 天皇、大臣に詔して曰はく、「是の月に起して十二月より以来を限りて、宮室を営らむと欲ふ。国国に殿屋材を取らしむべし。然も東は遠江を限り、西は安藝を限りて、宮造る丁を發せ」とのたまふ。  
（『日本書紀』皇極元・九・一九）642

② 伊勢・志摩・尾張・参河・遠江・美濃・飛驒・若狭・越前・丹後・但馬・因幡・播磨・美作・備前・備中・淡路・阿波・讃岐等の国司、是より先、使を奉けて京に入るに、駅に乗ることを聴されず。是に至りて始めて聴す。但し伊賀・近江・丹波・紀伊の四国は、茲の限に在らず。  
（『続日本紀』養老六・八・一九）722

【三河・遠江間に境界が引ける例】

③ 陸奥・越後の二国の蝦夷、野心ありて馴れ難く、屢良民を害す。是に、使を遣して遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中等の国を徴り發さしむ。  
（『続日本紀』和銅二・三・六）709

④ 遠江・駿河・甲斐・常陸・信濃・上野・陸奥・越前・越中・越後等の国の士の、征役経ること五十日已上の者に、復一年賜ふ。  
（『続日本紀』和銅二・九・二六）709

⑤ 始めて按察使を置く。……遠江国守正五位上大伴宿祢山守は駿河・伊豆・甲斐の三国を管めしむ。……美濃国守従四位上笠朝臣麻呂は尾張・参河・信濃の三国を管めしむ。  
（『続日本紀』養老三・七・一三）719

⑥ 太政官処分すらく、「新任の国司任に向ふ日、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊等の六国には食・馬を給はず、志摩・尾張・若狭・美濃・参川・越前・丹後・但馬・美作・備前・備中・淡路等の十二国には、並に食を給ひ、自外の諸国には、皆伝符を給へ。……」といふ。  
（『続日本紀』神龜三・八・二〇）726

⑦ 従四位下藤原惠美朝臣朝狩を東海道節度使とす。……その管れる遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等の十二国、……。

（『続日本紀』天平宝字五・一一・一七）761

### 三、木簡

参河国・遠江国からの更新物に付けられていた荷札木簡の出土数は、参河国八〇点、遠江国九点と両国で非常に大きな差がある。そしてその内容にも顕著な差が認められる。例えば次のような木簡がある。

・参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤（平城宮内裏北方官衙地区出土）  
『平城宮木簡一』三七〇

参河国幡豆郡の篠嶋の海部が七月分の御贄としてサメの干し肉を貢進した木簡である。参河国関係の木簡には海産物を御贄として貢進した木簡が極めて多く、五三点を数える。これは御贄木簡の国別第一位であり、第二位の若狭国一九点に大きな差を付けている。

参河国の御贄木簡は全て幡豆郡のもので、三河湾三島と称される篠嶋（現在も篠島）・杵嶋（現在の佐久島）のものが大部分を占め、比莫嶋（現在の日間賀島）のものが2点ある。幡豆郡から貢進された御贄木簡を月別に示す。

正月……須須伎楚割（篠島1）、赤魚（篠島1）  
二月……佐米楚割（杵嶋1）、毛都楚割（杵嶋2）  
三月……佐米楚割（篠島2）、宇波賀楚割（篠島1・杵嶋2）、赤魚楚割（篠島1）  
四月……佐米楚割（杵嶋3）、黒鯛（比莫嶋・大贄1）  
五月……佐米楚割（篠島4）  
六月……佐米楚割（篠島1・杵嶋4）  
七月……佐米楚割（篠嶋4・杵嶋1・不明3）、鯛楚割（杵嶋1）  
閏七月……鯛楚割（篠島1）  
八月……佐米楚割（杵嶋5）、鯛楚割（杵嶋1）  
九月……佐米楚割（篠島2・比莫嶋1）、鯛楚割（篠島1）  
十月……毛都楚割（杵嶋1）  
十一月……須須伎楚割（篠島2）  
十二月……佐米楚割（杵嶋1）  
月不明……佐米楚割（篠島1・杵嶋1）、鯛楚割（不明1）、毛都楚割（不明2）

御贄として貢進される海産物の種類は、サメ、タイ（黒鯛を含む）、スズキ、赤魚、宇波賀、毛都である。月別に見ると、多少の例外はあるが、奇数月は篠嶋、偶数月は杵嶋という隔月の分担が看取される。例外は網掛けで示した。

幡豆郡から貢進された産物で、御贄以外のものには、伊支須（佐古嶋）、多比（矢田里）、調小凝（郷名不明）、大御米がある。幡豆郡以外の郡からは、碧海郡から米（2）、賀茂郡から米（1）、額田郡から米、白米、庸米（各1）、宝飢郡から中男作物小擬、海松、仕丁米（各1）、八名郡から庸米（2）、渥美郡から調塩（5）、庸塩（1）、赤米（1）、春糯米（1）などの出土例がある。以上が参河国から貢進された産物の木簡である。

一方、遠江国から貢進された産物の木簡は八点しかない。長上郡から塩年魚（1）、長下郡から中男作物堅魚（1）、城飼郡から玄米（1）、山名郡から中男作物堅魚（1）、敷智郡から糸（1）。他に郡名不明の糸（1）、雑魚（2）であり、御贄や大贄はない。

四、方言

1. 遠江国の東歌・防人歌

万葉集には遠江国の東歌が三首、防人歌が七首採録されている。

- ① あらたまの伎倍の林に汝を立てて行きかつましじ眠を先立たね(巻十四・三三五三)
- ② 伎倍人の斑衾に綿さはだ入りなましもの妹が小床に(三三五四)
- ③ 遠江引佐細江の漣標吾を頼めてあさましものを(三四二九) 以上、遠江国東歌
- ④ 畏きや命被り明日ゆりや草がむた寝む妹無しにして(巻二十・四三二一)
- ⑤ わが妻はいたく恋ひらし飲む水に影さへ見えて世に忘れず(四三二二)
- ⑥ 時時の花は咲けども何すれそ母とふ花の咲き出来ずけむ(四三二三)
- ⑦ 遠江白羽の磯と贅の浦とあひてしあらば言も通はむ(四三二四)
- ⑧ 父母も花にもがもや草枕旅は行くとも捧ごて行かむ(四三二五)
- ⑨ 父母が殿の後方の百代草百代いでませわが来るまで(四三二六)
- ⑩ わが妻も絵に描きとらむ暇もが旅行く吾は見つっしのはむ(四三二七)

以上、遠江国防人歌

右の十首のうち、特に防人歌には畿内とは異なる多くの語形が使用されている。いずれも母音交替形で、畿内のオ列音がウ列音で現れているものが四例、畿内のエ列音がオ列音で現れているものが二例ある。以下の通りである。

- 【畿内はオ列音⇄遠江はウ列音】
- 明日より⇄明日ゆり(④)、いもなし⇄いむなし(④)、かよはむ⇄かゆはむ(⑦)、いとま⇄いづま(⑩)

- 【畿内はエ列音⇄遠江はオ列音】
- かげさへ⇄かごさへ(⑤)、ささげて⇄ささごて(⑧)

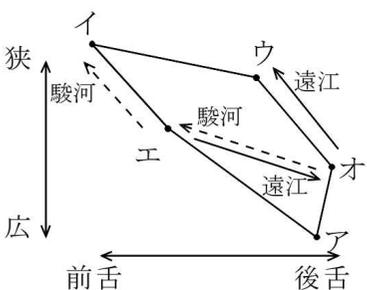
遠江国との比較のために、駿河国の東歌・防人歌を見てみると、駿河国では、畿内のオ列音がエ列音で現れているものが一二例で最も多く、次いで畿内のエ列音がイ列音で現れているもの四例である。歌は省略し、該当部分のみ以下に示す。( )内の数字は歌番号。

- 【中央はオ列音⇄駿河はエ列音】
- たたみこも⇄たたみけめ(四三三八)、おもかはり⇄おもめかはり(四三四二)、おもへど⇄おもめほど(四三四三)、こもち⇄こめち(四三四三)、わすらむと⇄わすらむて(四三四四)、わぎもこ⇄わぎめこ(四三四五)、うちよする⇄うちえする(四三四五)、恋しくも⇄恋しくめ(四三四五)、幸くあれと⇄幸くあれて(四三四六)、ことば⇄けとば(四三四六)、言葉ぞ⇄言葉ぜ(四三四六)

- 【中央はエ列音⇄駿河はイ列音】
- ・やまへ⇄やまび(三三五七)、かへり⇄かひり(四三三九)、いへ⇄いひ(四三四三)、わがめ⇄わがみ(四三四三)

畿内との母音交替の傾向を、畿内⇄遠江・駿河という方向の矢印で示せば、下図のようになる。畿内の語形との対応関係という点からは、遠江の言葉と駿河の言葉とは大きく傾向を異にしており、両国の言語には明らかに相違があることが分かる。

参河の言葉の実態についても知りたいところであるが、参河は東歌・防人歌の地域ではないので、残念ながらそれを知らる材料がない。その代わりにはならないが、参河の言語が西日本型に属すると推定



できる材料が地名表記にある。

## 2. 『和名類聚抄』における「紀伊型」地名表記

大宝年間に国名表記が二文字化され、和銅の頃に郡里名の二文字化も始まった。その際、一音節の地名を二文字表記するために、例えば、次のような方法も採られた。紀伊国は古事記において「木国」と表記されている。この国名を二文字化するに当たって、「き」を字音仮名の「紀」と表記し、その後ろに<sub>ハ</sub>の母音<sub>ハ</sub>の字音仮名表記「伊」を付加して「紀伊」と表記した。表記は二字となるが、発音は「き」のままである。現代の関西では、一音節語は「木(きい)」「火(ひい)」の様に発音される。上代においても一音節語は同様に発音していたのではあるまいか。それでこのような方法が案出されたものと考えられる。

この型の表記は、郡郷名において二〇例近く拾うことができる。以下、この例をおおよそ南西から北東へという順で示す。「」内は『和名類聚抄』に付されている訓である。

大隅国<sup>ウツ</sup>曾於郡「曾於」、日向国<sup>ミナソト</sup>児湯郡<sup>ニギハヤヒ</sup>觀<sup>ミ</sup>於<sup>ミ</sup>郷、肥後国<sup>ヒノ</sup>八代郡<sup>ヤマト</sup>肥<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>郷、肥前国<sup>ヒメ</sup>基<sup>ミ</sup>肆<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>基<sup>ミ</sup>肆<sup>ミ</sup>郷「木伊」、筑前国<sup>ツク</sup>早良郡<sup>ハヤシ</sup>毗<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>郷「比」、豊前国<sup>トヨ</sup>田<sup>ミ</sup>河<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>雉<sup>ミ</sup>怡<sup>ミ</sup>郷、長門国<sup>ナガ</sup>大<sup>ミ</sup>津<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>由<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>駅<sup>ミ</sup>、周防国<sup>スウ</sup>玖<sup>ミ</sup>珂<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>由<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>郷、安藝国<sup>ヤク</sup>佐<sup>ミ</sup>伯<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>濃<sup>ミ</sup>於<sup>ミ</sup>郷、安藝国<sup>ヤク</sup>沼<sup>ミ</sup>田<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>都<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>郷、出雲国<sup>イ</sup>大<sup>ミ</sup>原<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>斐<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>郷、備後国<sup>ビ</sup>沼<sup>ミ</sup>隈<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>津<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>郷、備中国<sup>ビ</sup>都<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>「津」、讃岐国<sup>サ</sup>苅<sup>ミ</sup>田<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>紀<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>郷、紀伊国<sup>キ</sup>名<sup>ミ</sup>草<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>野<sup>ミ</sup>応<sup>ミ</sup>郷、和泉国<sup>ワ</sup>日<sup>ミ</sup>根<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>呼<sup>ミ</sup>於<sup>ミ</sup>郷、山城国<sup>ヤ</sup>紀<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>「支」紀伊郷、近江国<sup>キ</sup>浅<sup>ミ</sup>井<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>都<sup>ミ</sup>宇<sup>ミ</sup>郷、参河国<sup>サ</sup>宝<sup>ミ</sup>飫<sup>ミ</sup>郡「穂」(『和名類聚抄』では「宝飯郡」。「宝飫郡」と校訂した)、越後国<sup>エ</sup>頸<sup>ミ</sup>城<sup>ミ</sup>郡<sup>ミ</sup>都<sup>ミ</sup>有<sup>ミ</sup>郷「都宇」(東急本)・「豆宇」(高山寺本)

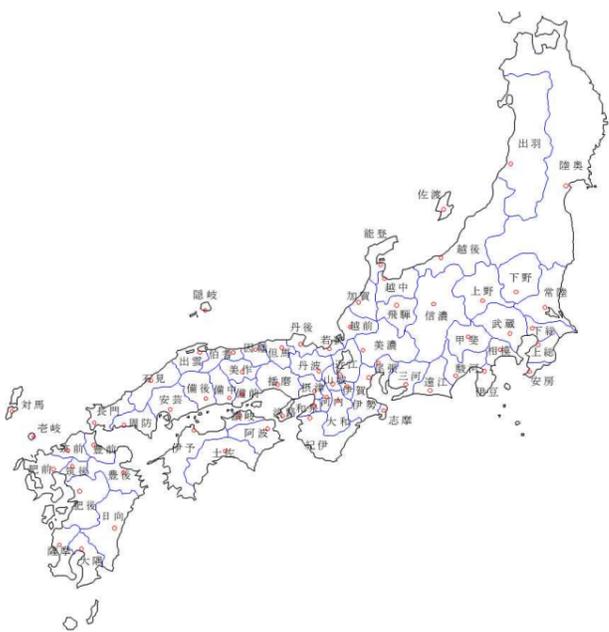
附訓の中に一音のものと二音のものがある。上代においては同一語根内の母音連続を極度に嫌う傾向があったので、一音のものは古形を保っているもの、二音のものは後に文字に引かれて二音になったものと推定される。

右に列挙した地名表記は見事に西日本に偏在しており、東日本に位置するのは参河国宝飫郡と越後国頸城郡都郷のみである。この現象は、上代における一音節語の発音が西日本と東日本とで相違していたことを推測させる。参河国宝飫郡は国造本紀に見える「穂国」に相当すると考えられる。参河は宝飫郡という表記の存在をもって、西日本型の言語地域であったと推測される。

越後国頸城郡都郷の位置については諸説あるが、現在の上越市の一部と考えられる。この都郷のみを例外として、「紀伊型」地名は全てフォッサマグナの西縁よりも西に位置している。都郷もフォッサマグナ地溝帯の中には含まれている。

## 五、おわりに

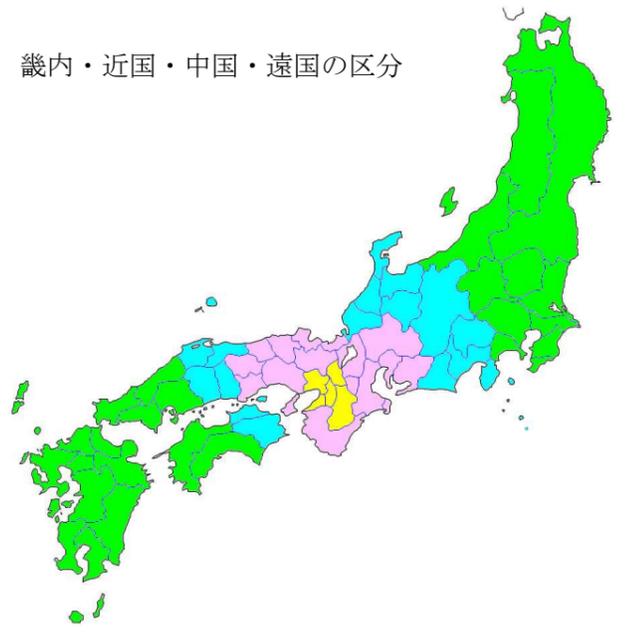
以上、古代における参河と遠江との相違を三点から考察した。その結果、参河と遠江とは同じ東海道の隣国同士ながら、政治的、産業的、言語的な性格・位置づけはだいぶ異なるものであったことが判明した。古代におけるこうした相違は両国の基本的な土台の相違として存在したのであろうが、時の経過とともに薄らいでいった部分もある。今後はこうした相違点が時代を降るにつれてどのように変化していったのか、関心をもち続けてゆきたいと考えている。



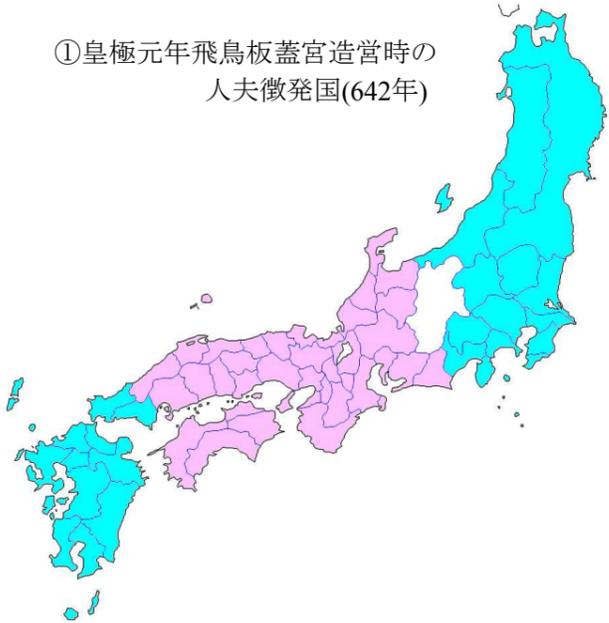
東歌・防人歌の範囲



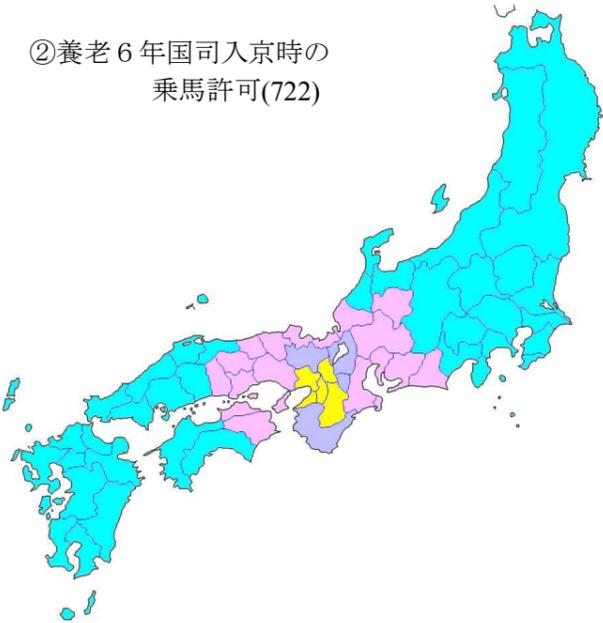
畿内・近国・中国・遠国の区分



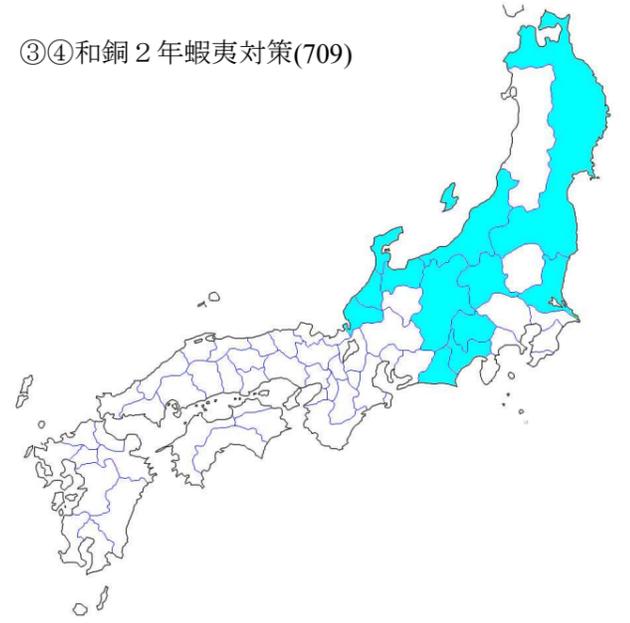
①皇極元年飛鳥板蓋宮造営時の  
人夫徴発国(642年)



②養老6年国司入京時の  
乗馬許可(722)



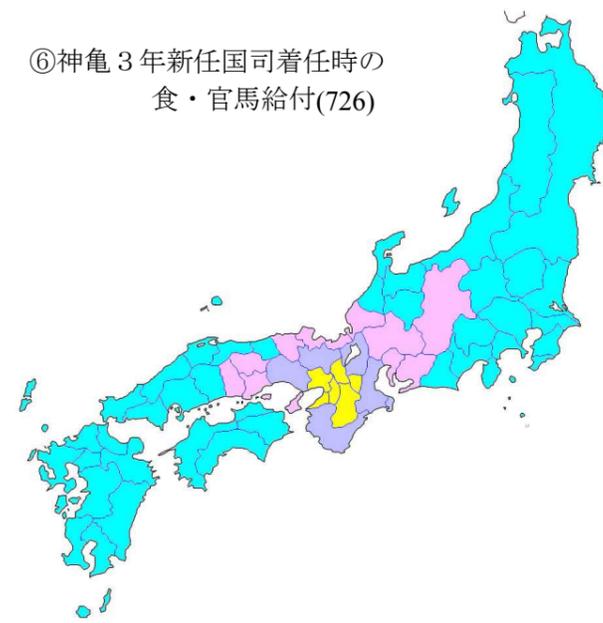
③④和銅2年蝦夷対策(709)



⑤養老3年按察使初置(719)



⑥神亀3年新任国司着任時の  
食・官馬給付(726)



⑦天平宝字5年東海道節度使(761)



「紀伊型」表記の郡郷名の分布

